

緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び 緊急自然災害防止対策事業債の制度延長について

北信越部会提出

近年、地震、台風、豪雨等による自然災害は、大規模化及び複雑化しています。

また、各地で発生する堤防決壊や河川の氾濫、道路や橋梁の崩壊、土砂崩れ等の被災状況を目の当たりにすると、自然災害そのものが増加傾向にあると言わざるを得ません。

このような自然災害に対し住民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強力かつ着実に推進する必要がありますが、地方公共団体においては、常に財源の確保という課題を抱えています。

これまで、地方公共団体では、緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を重要な財源として活用することにより、農業用ため池の浚渫、公共施設の耐震化及び河川改修等の防災・減災対策事業を実施してまいりました。

しかしながら、これらの事業債は事業期間が限定されたものであり、今後も地方公共団体が防災・減災事業を着実に推進していくためには、事業の重要な財源となる事業債の継続が必須となります。

よって、係る状況を御賢察いただき、下記の事業債について事業期間を延長するよう強く要望します。

記

- 1 緊急浚渫推進事業債（事業期間：令和6年度まで）
- 2 緊急防災・減災事業債（事業期間：令和7年度まで）
- 3 緊急自然災害防止対策事業債（事業期間：令和7年度まで）